介護保険法施行法第 11 条第 1 項（適用除外）届

施設記載欄							
	該当者氏名		個人番号（　　）	生年月日	昭和・平成・令和 年　月　日	性別	男・女
	入所年月日	昭和・平成・令和　　年　　月　　日					
	対象となる施設の種類とその内容（右の数字を○で囲ってください）	1	医療型障害児入所施設	児童福祉法（第４２条第１項）に規定する医療型障害児入所施設 （介護保険法施行規則（以下「規則」という。）第 170 条第２項第１号）			
		2	重症心身障害児施設委託指定医療機関等	児童福祉法（第６条の２）に規定する肢体不自由児施設等であって、厚生労働大臣が指定する医療機関（当該指定にかかる治療等を行う病床に限る。） （規則第 170 条第２項第２号。重症心身障害児施設委託指定医療機関及び肢体不自由児委託指定医療機関。）			
		3	のぞみの園法に規定する福祉施設	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定する福祉施設 （規則第 170 条第２項第３号）			
		4	ハンセン病療養所	ハンセン病療養所（規則第 170 条第２項第４号）			
		5	救護施設	生活保護法（第 38 条）に規定する救護施設 （規則第 170 条第２項第５号）			
		6	労災特別介護施設	労働者災害補償保険法に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設（規則第 170 条第２項第６号。労災特別介護施設。）			
		7	障害者支援施設	身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に規定する入所等の措置により、身体障害者又は知的障害者が入所している障害者支援施設 （介護保険法施行法第 11 条第１項、規則第 170 条第１項及び同条第２項第７号。）			
		8	指定障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（第１９条第１項）に規定する指定障害者支援施設（生活介護及び施設入所支援に係る支給決定を受けた身体障害者、知的障害者及び精神障害者にかかる施設に限る。） （介護保険法施行法第 11 条第１項、規則第 170 条第１項及び同条第２項第８号。）			
		9	療養介護を行う病院	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（第２９条第１項）に規定する指定障害福祉サービス事業者である病院（同法に規定する療養介護を行うものに限る。） （規則第 170 条第２項第９号）			
	該当者が介護保険の適用除外となった日		昭和・平成・令和　　年　　月　　日				
	施設の証明	名称 住所 代表者　　㊞					

倉　敷　市　長（国民健康保険課）あて　　令和　　年　　月　　日

上記のとおり届け出します。

世帯主　住所

氏名　　個人番号（　　）

（記号番号　　－　　）　電話　（　　）　－

課長	課長代理	係長	担当

賦課処理	内容確認	台帳記載	受付印